

岩手県脳卒中予防県民会議 会則

(名称)

第1 本組織は、岩手県脳卒中予防県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2 県民会議は、脳卒中死亡率全国最下位からの脱却とともに、健康寿命の延伸を図るため、県民や県内各機関・団体等が一体となって脳卒中の予防等防止対策に取り組むことを目的とする。

(活動)

第3 県民会議は、第2の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 脳卒中死亡率全国最下位であることの周知と脱却へ向けての気運づくりに関すること。
- (2) 脳卒中や脳卒中の予防に関する正しい知識の普及や理解の促進に関すること。
- (3) 脳卒中予防の取組に係る会員相互の連絡調整及び情報交換に関すること。
- (4) その他脳卒中予防の取組の推進に関すること。

2 県民会議の活動は、それぞれの立場で行う脳卒中予防のための取組を含むものとする。

(会員)

第4 県民会議は、第2の目的及び第3の活動に賛同する機関・団体等をもって構成する。

2 県民会議の構成団体等は、必要に応じて追加又は変更することができる。

(役員)

第5 県民会議に会長1名を置く。

- 2 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 3 県民会議に幹事を置く。
- 4 幹事は、会員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会長の求めに応じ、県民会議の運営に関して必要な検討を行う。

(会議)

第7 県民会議の会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は会長が必要に応じて招集し、県民会議が実施する活動について協議する。
- 3 総会においては、会長が議長となる。
- 4 会長は、必要に応じて、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 幹事会は会長が必要に応じて招集し、県民会議の運営に必要な事項等に関して検討を行う。

(事務局)

第8 県民会議の事務局は、岩手県保健福祉部健康国保課に置く。

(その他)

第9 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年7月28日から施行する。

この会則は、平成29年7月3日から施行する。